

平成24年度第2回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会議事録

- 1 日時：平成25年3月18日（月）
14時00分～15時20分
- 2 場所：千葉中央コミュニティセンター4階 43会議室
- 3 出席者：（委員） 寺嶋委員、羽染委員、杉田委員、三澤委員、畑中委員
（事務局） 青葉資源循環部長、石川産業廃棄物指導課長、
岩館課長補佐、塚原係長、石渡技師、關主事
（申請者） 株式会社ティーワン 遠田氏他4人
- 4 議題
 - （1）産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について
 - （2）その他
- 5 議事概要
 - （1）産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について
申請者から、「委員意見に対する申請者回答」の資料に基づき説明があり、その後、質疑応答を行った。
 - （2）その他
特になし。
- 6 会議経過

事務局 定刻となりましたので、ただいまより、平成24年度第2回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます産業廃棄物指導課の塚原でございます。よろしくお願いたします。

会議に当たりまして、資源循環部長の青葉よりご挨拶申し上げます。

青葉部長 本日は、第2回の審議会を開催しましたところ、先生方には、大変年度末のお忙しい中、またご遠路のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、前はちょうど寒い時期での現地視察も含めましてご審議をいただきましたこと、本当にありがとうございます。

本日は、また前回と同様に、株式会社ティーワンの最終処分場の変更許可についてでございます。ぜひ、委員の皆様方の専

門的なお立場、そして、幅広い識見のもとにご審議をいただければと思っております。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

本日の会議につきましては、千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例第5条第2項に、「審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定がございます。本日は、6名中5名の委員の方のご出席をいただいておりますので、当会議は成立しております。

なお、立本会長から、都合により欠席するとの連絡を受けておりますので、ご了承ください。

次に、お手元の資料の説明をさせていただきます。

まず、本日の会議次第、席次表、資料2の「委員意見に対する千葉市回答」、それから、緑色の冊子に入っております資料1、「委員意見に対する申請者回答」ということになってございます。足りないものはございますでしょうか。

なお、千葉市情報公開条例第25条の規定で、審議会につきましては、原則、公開とされております。本会議も公開いたします。また、議事録についても公開したいと思っておりますので、ご了承くださいたいと存じます。

本日は、立本会長がご不在のため、会長代理であらせられます寺嶋委員に議長をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

寺嶋委員

立本会長の代理として議長を務めさせていただきます。

それでは、会議次第に従いまして、議事に移りたいと思いません。

議題の(1)としまして、「産業廃棄物最終処分場(安定型)の変更許可申請に対する意見について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

石川課長

産業廃棄物指導課長の石川でございます。

まず最初に、委員の皆様からのご意見をいただきました。申請者に対するご意見と市に対する意見ということで2本立てで資料のほうを用意してございます。

まず最初に、申請者から説明をさせていただきたいと思いま

すので、よろしいでしょうか。

寺嶋委員 はい。

石川課長 ではお願いします。

申請者 【申請者等を紹介】

今日お配りした資料を若干ご説明させていただきたいのですが、けれども、まず、グリーンフラットファイルがあります。先生方に対する質問並びに私どもの回答事項が表紙から5枚ついております。それから、各文章の中に資料1とか2とかと出てくるのですが、インデックスがついているところがその資料1、2、3に当たる部分です。巻末の資料7については、直近の既存処分場の地下水のデータ、並びに今度予定しております、新しく施設を設置する処分場の水の観測データ、2カ所ですけれど、直近のものを添付させていただきました。

資料を読む関係があるので、着席して説明させていただきます。すみません、お願いします。

最初のご質問でございます。「搬入形態はどういうふうになっているのか」ということでございますけれども、そちらについては、改めて、新規の中間処理業者5～6社と契約締結の上、営業を開始する予定です。受け入れについては、下表にあります廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、がれき類というふうな安定5品目を考えております。

それから、非飛散性アスベスト含有廃棄物も埋め立てるわけでございますけれども、そちらについては、日付、場所をよく記録してマニフェストで管理します。

それから、埋め立てについては、マニュアルに沿って、プラスチック袋、厚み0.15mm以上ということになってはいますが、それで二重梱包しまして、その都度覆土します。

2番目の質問でございます。「全ての搬入車について搬入物を展開検査しますか」ということなのですが、搬入車については、大体、日に10台から15台程度を予定しております。それらについては全て展開検査を行います。

それから、質問の中で、覆土材も含むのかということでござ

いますが、覆土材につきましては、基本的に、こちらの施設を設置するときに発生した発生残土を覆土材として転用したいと思っています。地主さんをお願いして、既に隣接地に土地を借りることになっていますので、そちらに仮置きをしておいて、その都度、中間覆土、最終覆土というふうに覆土していきたいと思っています。したがって、覆土材については、展開検査はしません。

(3) 「展開試験を行い、有害物質等の混入が認められた場合は、どのような措置を行いますか」ということなのですが、搬入業者との契約書にその旨をうたうとともに、不合格の場合、法令及び条例に照らして、技術管理者が選別できないと判断した場合は、写真記録の上、理由書を添付して、全荷物を返品します。

(4) 「不審な搬入物が埋立不適物であるか判断するために簡易検査または迅速分析を実施しないのですか」ということですが、これについては、まず契約した中間処理業者との信頼関係によるところが大きいということです。それから、契約書の中で、定期的に正常データとの提出を義務づけます。その他、実際に、簡易検査による現場での確認方法につきましては、ほかの業者さんからも情報を集めたのですけれども、なかなか適切な情報が見出せませんでした。

東京都で作成しました簡易分析技術につきましても、展開検査の現場でどのように対応できるか、判断がつかない状況です。

不審物が不合格の場合、法令及び条例に照らして、技術管理者が選別できないと判断した場合は、先ほどと同じ理由で、全品を返品します。

(5) 「排出事業者からの『検査データ票』及び『搬入検査報告書』のフォーマットはできていますか。ありましたら見せてください」ということですが、これは資料1にあります。一応11様式、搬入車の管理、展開検査の管理、それから、中にある施設の維持管理の管理データ等の書式がありますので、資料1に提示させていただきたいと思います。

次に、(6)に行きます。処理工程図に一部ミスがありまして、これは弊社の誤記でありまして、指摘のとおり修正いたしました。資料いたしました資料を2のインデックスのところにに入れてあります。

(7) 「石綿含有産業廃棄物は非飛散性廃棄物のみを扱いますか。その際搬入処理などで、飛散の恐れはないですか」。先ほども申し上げましたが、もちろん、非飛散性のものだけを扱うわけですが、日付、場所を記録して、マニフェストで管理いたします。埋め立ては二重梱包とし、その都度覆土いたします。

続いて、大きな2番、水質関係に入っていくわけです。

(1) 「処分場外周のU字溝に集水して地下浸透させるという話ですけど、外部に放流しないことができますか」ということですが、今までの計画ですと、集まった外周のU字溝から既設処分場の雨水排水管を通じて浸透させることになっておったのですが、流量計算で、計算上どうしても入ってきませんので、管理棟用地に、雨水浸透柵 988.186 m^3 の浸透槽を埋設することといたしました。それについては、資料3に、計算書と土地利用計画図、それから、浸透槽の構造図を添付させていただきました。

流量計算書の内容を申し上げます。事業区域面積 $23,610.02\text{ m}^2$ でございます。これをヘクタールに換算して 2.37 ha 、つまり、これがいわゆる集水面積となるわけです。貯留量の計算としては、合理式で1時間当たり貯まる水ということで、おなじみの「 $C \cdot I \cdot A / 360$ 」という式に代入してやります。流出係数Cについては、勾配の緩い山地ということで0.4を採用しております。C、I、Aは各々、流出係数、降雨強度、事業区域の面積でございます。それを合理式に入れて計算していくと、1時間当たり 948.24 m^3 の水が最大降雨時にたまることとなります。したがって、貯留システム、プラスチックのビールケースみたいな土木用材料があるんですけど、それを重ねていきまして、その中の空隙に水をためるというシステムがあるのですけれども、それを採用しました。その容量が 988 m^3 ということでございます。流出量948に対してOKというチェックをしております。

今度は、24時間以内にそれが浸透するという計算になりますけど、各々、社団法人雨水貯留浸透技術協会並びに千葉県土整備部資料より流出係数等を換算しまして、そちらの数字になっております。浸透量を計算していきますと、15.64時間で全て浸透するという計算になっております。

配置図では、配置する位置、図上で右上、管理棟、展開検査

場があるのですが、そちらで、U字溝から集まった水を全て、もちろん、ヒューム管か塩ビ管になると思うのですが、こちらに集める予定にしております。

次のページは、先ほど私が申し上げましたビールケースみたいな箱なんですけれども、こちらがその詳細図になります。

続きまして、質問事項に戻ります。「浸出水並びに処理水は出ないとのことですが、既設処分場の管理用浸透櫛をのぞいたとき、かなりの水が流れていたのを見ましたが、なぜですか」ということ。これは、ことしの2月8日に現地を先生方に見ていただいたときに、ちょっとふたをあけたら、そんな状況も見受けられたということでございます。改めて私どもが3月5日に現地を確認しましたが、水が流れているということはありませんでした。ただ、浸透櫛の地下のコンクリートの一部にクラックが入ってしまっていて、そこから雨水の浸透した水が水滴になって底部に随分落ちていました。そのたびに水紋が発生するものですから、それで誤解をいただいたのかなというふうに思っております。このことについては、25年2月26日に千葉市さんのほうにも確認をしていただいております。

それから、(3)の①「現在の地形は人為的な改変が進んでいるように見受けられるので、既設処分場が計画される以前の地形図がありましたら見せてください」というお話でございますので、資料4のほうに、昭和35年の地形図並びに昭和61年の航空写真の資料を添付させていただきました。朱線で囲ってある中間部右側が当該地になります。

それと、指摘を受けていました「人為的な改変があったのではないか」ということですが、これは、旧事業者のヒアリングにより、今はもう埋め立てが完了しています既設処分場造成工事に際して、今回は隣の土地だったわけですが、こちらの地権者の了承を得て発生残土を一部敷きならしたということですので、そういうふうに平らになっているのかなというふうに思われます。

②については、後ほど、小村のほうから説明します。

③「標高約30～40mの間に存在する砂層に地下水脈がある可能性はないですか(約30m以下に粘土層があるため)」ということですが、それについては、柱状図からご判断されたのかなと思うのですが、その粘土層の部分につ

いては、粒度試験で細粒分の含有率は24%、深さによって14%、それから、No.2ボーリングで16%並びに4%であり、粘土層と判断できる粒度組成ではなく、比較的均質な下総層群の砂層であると判断いたしております。したがって、ここに水がたまるかどうかということ判断することはできないと思います。

ただ、同孔内におけるボーリング調査時の孔内水位と、その後、水位計ではかったアセスメントの地下水の高さには差異があります。約7mぐらいあります。それは、私も物の本をいろいろ読んだんですけれども、ボーリングが水を使った作業であるということと、それから、粘性土がボーリング孔内に介在した場合は、それほど高い精度の孔内水位を示さないことがあるということ。それから、深さ30mのボーリングをしたわけなんですけれども、その下、ストレーナを4本使っていますので、14mよりもっと深いところは全て穴あき管になっております。そこから直接水位計ではかったデータが一番正しいというふうに私どもは判断いたしました。

事務局 ちょっと一回とめてください。

事務局 ④の説明の前に、私どものほうから、この残存中間処理場につきまして若干ご説明をしたほうが理解が深まると思いますので、よろしいでしょうか。

寺嶋委員 はい、お願いいたします。

事務局 この隣接の堆積廃棄物につきましては……

寺嶋委員 この資料を使うんですか。

事務局 失礼しました。資料2の(1)をごらんいただきたいと思っております。

株式会社アイランドの中間処理施設でございます。それで、業の区分につきましては破碎施設による中間処理で、処理能力は廃プラスチック類で日量3.45tでございます。許可品目は、廃プラスチック類、それから、紙くず、木くず、繊維くず

の4品目でございます。許可年月日につきましては、平成16年12月15日でございます。許可の取り消し年月日は平成18年12月18日でございます。

この許可を取り消すに至った経緯でございますが、平成17年に、保管場所に係る違反で事業の停止、これを10日間ということで行政処分をいたしております。それから、保管量超過により改善勧告、こういったものを行ってまいりました。職員の早朝監視によりまして施設外への不法投棄を確認するに至って、私どものほうで警察のほうへ通報しました。その結果、18年1月に不法投棄の容疑で従業員3名、それから、同年5月に代表取締役等5名が逮捕されまして、同年11月に司法判断がなされたものでございます。

内容的には、株式会社アイランド、法人に対しまして罰金250万円、代表取締役、懲役3年、罰金250万円、こういった刑の確定を受けまして、平成18年12月18日に許可の取り消しという行政処分を千葉市のほうでしたという経過になっております。

申請者

続いて私のほうから説明させていただきます。

④「隣接する残存中間処理場の堆積廃棄物による影響を考慮する必要はありませんか」というご質問でございます。

別法人の残存中間処理堆積廃棄物が私どもの計画地に約20m程度越境しております。もちろん、たびたび撤去要請をしておるのでございますけれども、この間先生に見ていただいたような現状になっております。工事に係る部分については、弊社として適正に処理いたします。私どもの負担で処理することです。それから、それでも中にはまだ廃棄物が残っているわけなんですけれども、そちらについては、私どもの管理棟並びに展開検査場の土地は借地をすることになっておりまして、そちらの地権者の方とアイランドの残存堆積物があるところの地権者が全く同じでございます。したがって、地権者の方から、片づけてくれるよう頼まれているわけです。依頼を受けております。したがって、今後、改めて分別を私どものほうで行いまして、埋め立てる用意がある。そういうふうに履行するつもりでございます。

事務局

今の点で一つ確認をしていただきたいのですけれども、あくまでもこれは申請者がそのようにする予定であるということでございまして、法律的にそれができると担保されているものではないということだけ頭に置いて議論のほうを進めていただきたいと思います。途中で申しわけございません。

申請者

財産権の問題については慎重に対応していきたいと思っています。

(4) でございます。「原因物質の除去に……」という私どもの書類の中の一文であります、「努めます」を「除去します」に変更すべきではないかということで、もちろん、そのとおりでございます。努力は誰でもしますけれども、そのとおりで「除去します」に改めました。それを資料6のほうに添付させていただきます。

それから、(5)と(6)は、後ほど、私の後に小村のほうから説明いたします。

3の「騒音・振動、悪臭関係」に行きます。

(1) 「生活環境影響調査書の騒音発生源として、バックホウ、ブルドーザー、ダンプトラック各1台としているが、これ以上の同時稼働はないと判断してよいですか」ということなのですが、現状では、さきの3台、バックホウ、ブルドーザー、ダンプトラック、その同時稼働を想定しております。今のところ、他の機械を使用する場合は、市の環境規制課と協議の上、千葉県環境保全条例に定める届け出が全てありますので、そちらの手続を行ってやっていきたいと思っています。それと、現状ではコンパクターの使用は計画いたしておりません。

(2) 「拡張前の処分場においては、悪臭、害虫やネズミの発生、水質悪化などが生じたことはないですか」というご質問でございます。これも、旧事業者がやっていた事業でございますので、旧事業者へのヒアリング並びに維持管理記録等により、左記の事態はなかったことを確認しております。もちろん、そうは言っても、管理事務所には、消臭剤並びに殺虫駆除剤等は常備いたします。

(3) 「消臭剤・殺虫剤などは何を予定しているか。また、もし使用した場合、適当な時期の地下水検査を追加する計画などはありますか」というご質問でございます。もちろん、安定

5品目ですから、悪臭等が発生することはないようにするわけですが、万が一発生した場合は、天然植物等から抽出された成分の消臭剤、殺虫剤を準備いたします。天然なら安全なのかということもありますけれども、成分等をよく吟味いたしまして、十分に安全を確認して使用したいと思っております。したがって、薬をまいたときに地下水調査は計画しておりません。

「切土工事の期間の予定はどのぐらいですか」。先ほど、残土の扱いについては申し上げたのですが、施設設置に際して、掘削が約19万1,500m³ぐらい出ます。そのうちの間・最終覆土を、堰堤とともに緊急覆土用として7万6,300程度予定しております。これは、さっき言った現場の隣接地に仮置きしておきます。したがって、19万1,500から7万6,300の数字を引いていただくと、場外搬出土量は11万5,237m³となります。こちらの土につきましては、非常に良好な山砂でございますので、一旦どこかに仮置きをしておいて、建設用埋め戻し材として売却をしたいというふうな計画をしております。6m³の車が一日40台、12分間隔ぐらいになると思うのですが、それで割っていきますと、稼働日数は480日、1年半ぐらいということになります。

ダンプトラックの運行に際しては、県道より入り口付近に砂利敷きの待避所があったと思うのですが、あちらを待避所といたします。そのほか、当然のことながら、交通誘導員を配置して、地元車両を優先して運行していきたいと思っております。

それでは、私が説明しなかった(3)の②を小村のほうからお願いします。

申請者

では、私のほうからご説明申し上げます。すみません、座ってご説明してよろしいでしょうか。

まず、3ページの(3)、②の地形と地下水位との関係でございます。これにつきましては、資料5のほうで示しております。資料の最初の部分は千葉市さんから出されている資料です。これは深層水の、深いところの水の流れですが、大体、千葉市全体の水の流れはこういうような形になっておまして、丸がついてあるところが計画地の位置です。大体、北から西の方向に、これは深層水のほうです。深いところは大体こういう

水の流れです。

次に、次ページの資料のところですが、これが、私も1年間、地下水位を調査した結果です。これの位置関係につきましては、資料7の最初に図面があると思いますけれども、これの計画地のNo.1、No.2、既設のNo.1、No.2、No.3という、これに位置関係が大体一致しております。これを見ますと、一番標高が高いところはNo.1です。計画地のNo.1の標高が一番高く、次に、既設のNo.1、それから、既設のNo.2、No.3、計画地のNo.2というところが一番低い地下水位になっております。この資料7の標高のところ、地点図を出しているこの地図に標高が載っていますけれども、計画地のNo.1のところが約50m近辺で、だんだん北東の方向に下がるに従って標高が下がっているような兼ね合いです。今回の地形のものと地下水位との関係から見まして、正面の傾きと地下水位は調和しているのではないかと判断しております。

次に、4ページのところの(5)です。「増設分の観測井について、電気伝導とか塩素イオン濃度は調査したほうがよい」というご指摘に対してですが、現在、千葉市さんが制定している指導要綱、あと国関係の安定型処分場の浸透水・周辺地下水の検査項目については、電気伝導率、塩素イオンの測定項目はございませんが、この2項目については地下水汚染の早期発見指標として重要な項目と考えておりますので、これについては維持管理項目に追加したいと考えております。

次に、同じ4ページの(6)、地下水の現地調査における硝酸性窒素についてです。「肥料関係の影響が一番大きいのか」というご指摘についてですが、これにつきましては、生活環境影響調査の80ページのところに、千葉市さんが出されています周辺の汚染状況のものが載っているのですが、計画地周辺は、やはり、硝酸性・亜硝酸性窒素が高い地域だよということが明示されていると思います。その原因の要因としてですが、工場排水、事業排水、それから、家畜排水、生活排水、あと肥料関係、自然由来とか、いろいろ多種多様な要素はあると思うのですが、計画地周辺の土地利用状況から判断して、肥料関係の影響が一番大きいのではないかと判断しております。

以上です。

申請者 以上、説明は終わりました。

寺嶋委員 事業者からの説明は全部これで終了ですか。

事務局 はい。

寺嶋委員 それでは、事業者の説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

1 ページで、私からよろしいですか。民間の処理業者 5～6 社という形で、ある程度限定する形、あるいは、新規を入れたいといえは受け入れる。そこらは、こういう施設の運営上は一般的にはどういうものなんですか。大体 5～6 社と決めたら、その会社だけに絞って行うんですか。

申請者 そういうことですね。皆さんもよく知っておられる中間処理業者、既に 3 社ぐらい内定しているのですが、ほか、そういった方とやっていきたいと思っています。

寺嶋委員 廃プラスチックなんかは、ベールで巻いたような形で入ってくることはないんですか。容器包装なり何なり、これは一廃のほうかもしれませんが、ああいうので何かおかしなものが紛れ込んでくることはないですか。

申請者 先ほど説明の中で申し上げましたけれども、全て展開検査をかけますので、中のベールが余り大きいものについては、当然、ほどいて切って、それでやります。

羽染委員 2 ページ目の (3) の展開検査の回答の欄に「技術管理者が選別できないと判断した場合は」云々とあるのですが、技術管理者が判断するということは、毎日、全量の台数を展開検査するわけですが、そのときに技術管理者が必ず立ち会うという理解でよろしいですか。

申請者 そういうことです。

寺嶋委員 関連して、搬入不適物、あるいは埋め立て不適物の確認の場合、特に重金属で鉛だとかそういうものは、中間処理業者が特定されているのでしたら、事前に中間処理業者の作業現場へ行って、そういう不適物なり何なりがどういう形で選別されているかということを確認しておいたほうがいいと思うんですね。そうすると、受け入れるときにも非常に参考になるのでは。

申請者 ご指摘ありがとうございます。当然、そのように事前に、その廃棄物が実際に発生する場所にお邪魔して、それを観察の上、その上で徹底させていただく。それから、別途、定期的に定常計算データを処分場のほうに提出するように業者間で契約したいと思っています。

寺嶋委員 それ以外にちょっとお聞きしたいのですけれども、周りで井戸を使っている方々の井戸の深さというのはどのくらいなんですかね、今。

申請者 現地で水質調査を行いまして、周辺民家の方のところではアリングをしました。わかるどころと全然わからないところがあったのですけれども、大体、40から50m前後だということをアリングしたところの2件からは回答を得ましたけれども、あとの民家のところについては、よくわからないということをしていただきました。

寺嶋委員 地上から30～40m下ということですか。

申請者 大体40から50ぐらいだというお話をアリングでは伺いました。なかなか、一般の民家の方ですから、やられたときに井戸を何m掘ったんだというのは、曖昧と言ったらおかしいんですけど、大体そのぐらいだろうというお話しか、私どももデータがアリングしか入手しようがなかったものですから。

杉田委員 推定距離では、どのぐらい計画地からそれらの民家の方の井戸は離れているんですか。

申請者 これにつきましては、アセス書の78ページのところに、周

辺民家で行ったところの自宅をAからGまで表示しています。下の寸法が200mのスケールをつけていると思うんですけども、大体400とかそれ前後、位置関係としては大体こういう位置関係のところの民家を、計画地から周辺を回るように設定させていただきました。

畑中委員 周辺の井戸の使用状況というのはどの程度なんですか。飲料水から何から全て。

申請者 こちらにつきましては、対象民家のAからGまでを載せているんですけども、飲料水及び生活排水に使われているということでした。水道はありませんというヒアリングの結果です。

羽染委員 資料1の4枚目に「搬入管理シート（日報）」というのがあるんですけども、4枚目、A4の横長、「様式3」というやつですね。この中の右から2番目に「水素イオン濃度指数」というのがあるんですけど、これは、どういう条件ではかった何のpHをここに記載するのかというのがわからないのですが。

申請者 これにつきましては、もしも搬入物が酸・アルカリの影響があるようなものだといけないというようなことで、現場で簡単にバケツ……、今回採用した方法は載ってるみたいなんですけれども。

羽染委員 溶出試験みたいなものでやろうと。

申請者 溶出試験で簡単に、バケツに廃棄物と水を入れて、ぱっとまぜれば、もしも油関係があればpH試験紙なりに写りますので、その辺は、そういう形でこれは書いてあると思うんです。今回は、そこまでは。

羽染委員 簡易試験は難しいという回答でしたよね。何番でしたっけ。2枚目の（4）の回答の中で、「展開検査のほかに、簡易検査による確認方法につきましては、ほかの業者の情報も求めたけれども、適切な方法が見出せませんでした」というので、やらないというふうにとれるのですが、この管理シートを見ると、じ

やあ、やるのかということなんですけど。

申請者 現場で、展開検査場で対応する話ですから、どの程度のこと
ができるのかはあれなんですけれども、一応、この水素イオン
濃度も何かしらの一つの手がかりにはなるのかなということで、
この程度は、できればやっていきたいというふうな私どものス
タンスでございます。

羽染委員 一応やりますということであれば、これが申請書に添付され
て、それをずっとやっていかなくちやいけないわけですから、
十分に検討して、「やります」と言うのか、「あきらめる」と言
うのか、判断していただければと思います。こういう申請書類
を出したら、ずっとやっていかなくちやいけないことになりま
すからね。

申請者 簡易検査として水素イオン濃度の測定を実施いたします。

羽染委員 実施していただけると、そういう意気込みがあるということ
ですね。

申請者 いずれにしても目安にはなりますので。

寺嶋委員 地下水ですとか水の流れの方向とか、これは私のほうから質
問したんですけど、きょう資料を出していただいて、大体わか
ってきましたが、現地を見たとき、家が建っていましたよね。
一番最初に現地に行ったとき。

申請者 集まったときですね。

寺嶋委員 ええ。あそこに立ったときに、地形が、家が建っているところ
が一番低いような感じに見えたものですからね。

申請者 地形上は全く逆でありまして、先生方が集まられた付近が標
高約50mでございます。既設処分場の一番高いところが43
m。7mぐらい下がっております。

寺嶋委員 標高で30m、大体、今の地盤からちょうど10mぐらい下のところに、地質調査で、粘土層と書いてあるものですから、それで、私、それが一つの遮水層みたいな感じの機能を持っていて、その上を雨水が、上から降ったものが流れてくるんじゃないかと。

申請者 ちょうど先生方が現場を見られる2日前に大雨が降ったものですから、クラックから入っている水がおびただしかったんだと思うんですよ。したがって、水音がジャージャー、ジャージャーつたうものですから、そんなふうに見られたのかなと思います。

寺嶋委員 あともう一つは、今度、周囲の側溝へ流れ出たものの地下浸透が当初の計画では不十分ということで、雨水浸透槽というのを設けるということになったようですけども、既設処分場も、いろいろ枯れ草だとか何かでもってみんな埋まっているような状況で、あれですとみんな溢れてしまうので、やっぱり、ああいう排水溝をも掃除しておかないとまずいと思うんです。

申請者 了解しました。適正に管理いたします。

寺嶋委員 私たちはちょうど冬に行きましたが、処分場の上に、草や何かはみんな枯れているわけです。ああいうものは一般的にはどういう形で管理することになるんですか。冬、ああやって枯れたままで、あれはあれで栄養分になるのかどうかわかりませんが、植物のああいうものは、刈って、それを何らかの処理をしたほうがいいのか。そういう埋立地の管理、後の維持管理について羽染さんが詳しいから、ちょっと教えていただけますかね。

羽染委員 維持管理上、当然、水たまりとかはできちゃいけないわけですから、安定型の場合は速やかに浸透するような状態に維持管理しないとイケないと思います。

申請者 当該地は、比較的砂質土、千葉は大体そうなんですけれども、砂質土が多くて、水がたまったりとか何とかということはありません。

せん。

寺嶋委員 そのほかどうぞ。

三澤委員 今お聞きするのが適切かどうかはわからないのですが、処分場の地表面の状況というのが1年を通してどんなふうになるのかというのが、いま一つ今の話でもよくわからないのですが、プラスチックだとかを持ってきますね。上を土で覆うわけですよね。そうですね。サンドイッチというか、そうやってずっと。そうすると、常に裸地が広がるんですか、一番上には。つまり、このところが済んじゃったら、そこは1年ぐらい放っておいて、その間に草が生えてくるというような状況があるんですか。

申請者 サンドイッチ工法でございまして、廃棄物を2m、その上に中間覆土をやっていきますので、常に仕事はしていますので、雑草等が発生する懸念というのはないと思います。

三澤委員 違う機会にお聞きしようと思ったのですが、つまり、常に裸地になるということですね。前回もお聞きしたのですが、風が強ければ砂塵が飛んで、要するに、大気中の浮遊物質の濃度が非常に高くなるわけで、農地でしたら、作物が生育してしまえば比較的飛散は抑えられるわけですが、今、春先の畑が裸地の状況で、これが一年中継続するという格好なわけですよね。そういう意味では、砂塵の飛散というのをかなり念入りにやっていただきたいなという思いが実はあるわけです。通年を通して、この場合だと、水をまくというようなことを考えていらっしゃるようなのですが、具体的に、あれだけの面積のところはどうやって水をまくのかなとか、ちょっと不安になってくるというか、具体的な計画が、つまり、どこかに井戸が要るわけですが、散水施設が要るわけですが、

申請者 散水井戸は、今、既存もありますけれども、改めて4カ所、一日以内であれば公害防止条例にかからないで掘削できますので、届け出をしまして、それで設けて、小まめに水をまきながらやるという。風の強い日は作業を中止するということです。

寺嶋委員 既設処分場はもう雑草で表面が覆われていますね。あれはあれで一つの……。

申請者 既設処分場につきましては、現在、雑草の状態になっているのですが、あちらは、他法令手続の中で、林地開発、林の地と書くんですけれども、林地開発の許可をとってやっております。したがって、これから完了した後は、あちらを山林に復元する、苗木を植えるといえますか、そういうふうな土地利用になっていきます。

寺嶋委員 どうぞ。

羽染委員 回答書の一番最後のページの（４）に、場内で使う土砂以外は全部搬出して、どこかに仮置きして売却するという計画に書いてあるのですが、この仮置き場所というのは1カ所なのか、それとも複数カ所なのか。そういうのがかなりの量出ますので、例えば、1カ所に高く積んで、それが流出したりする心配もあります。その辺明らかにして、搬出した先で被害とか流出とかが起こらないようにしていただきたいと思うんですけども。

申請者 仮置き場につきましても、千葉市は、千葉県もそうなんですけれども、残土条例という手続が一時堆積の場合でもありますので、その辺の手続をきちっと踏まえて履行したいと思います。

羽染委員 よろしくお願ひします。

寺嶋委員 そのほか、申請者の説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら。

杉田委員 細かいことなんですけれども、水質の検査結果を拝見しまして、既設処分場観測井の3番の電気伝導度がかなり高くなっていますが、何か理由は考えていらっしゃいますか。

申請者 既設処分場のNo.3でございますか。

杉田委員 はい。安定型ということで、水質には余り出ないのかなと思っていましたんですけど。

申請者 3月5日分の調査結果でしょうか。それとも……。

杉田委員 2月23日と書いてあります。もしこんなに電気伝導度が高いとすると、例えば、多分飲用には使えないと思うのですが、近くの井戸の方が飲んでいらっしゃるということだったので。

申請者 カルシウム、硬度が460関係とあと電気伝導とか、そのあたりのご指摘でしょうか。

杉田委員 はい。

申請者 これにつきましては、アセス書の107ページのところに、これは平成20年で5年前のデータなんですけれども、そのときには大体No.3で硬度が180前後であったんですけれども、今回は460で、飲料水基準の300を超えちゃっているというお話ですよ。

杉田委員 下流方向にFさんのお宅や何かがあるので、先ほど、飲料に使っていらっしゃるとおっしゃっていたので、もしこの水がそのまま流れて下流へ行ってしまうと多分いけないと思うので、その辺は、それでは監視をされる予定は。

申請者 先ほどの民家のヒアリング、井戸の深さが50mぐらい、今回調べたのが25～26mということで、層がまるつきり違うんですけれども、それでも、やっぱりそういうご指摘ですか。

杉田委員 はい。下流方向ですよ、Fさんのお宅は。

申請者 即答できないので、もう一度……。

申請者 精査いたしまして、もう一度改めてお答え申し上げます。

寺嶋委員

それでは、ひとまず事業者に対する意見、質問はこれまでとして、また最後に全般でやりますので。

次に、各委員から千葉市に対しての質問もありますので、千葉市から説明をお願いします。

(資料配付)

事務局

それでは、先ほどもちょっとごらんいただいたと思うのですが、資料2、一枚ぺらをまずごらんいただきたいと思います。

先ほど、隣接の産廃の中間処理場につきましてご説明をしたところでございますけれども、今お配りしたのは、撮影年月日がちょっとあれなのですが、大体19年ごろの既設と、それから、塀でちょうど真ん中ぐらいにあるのが株式会社アイランドの施設でございます。当時、ここに過剰堆積があって、それを外の現場に不法投棄したというようなことで、空から撮って証拠として持っておる、そういうような写真でございます。

既設の処分場につきましては、左のほうですけれども、色が変わって白っぽくなっているところ、ちょうどこの辺が既設の処分場になろうかと思えます。今回、計画地は、ちょうど左側のこの辺あたりが計画地で、先ほど言った既設の処分場をつくる時に砂を掘ってこの辺に敷きならしたというのが大体こういうような状況かなというふうに考えております。

それで、(1)で、「措置命令が出ている隣接の産廃中間処理場内の堆積廃棄物について」ということなんですけれども、現在、不適正保管されているもの、先ほど、許可の取り消しまでにご説明したと思うのですが、その下に、「不適正保管について」ということで、ちょっと「正」の字が違いますけれども、申しわけございません。平成19年に改善命令を発出し、その後、措置命令まで発出しております。その結果、一部1,000m³ほど指導に従って排出されましたけれども、排出後も、廃棄物約4,600m³、ごらんになったと思うのですが、あの山が大体4,600です。大体、ふけていたものがある程度おさまったので山の形が少し沈んでいるかなというのはありますけれども、大体4,600はあそこにあるというふうに私どもは考えております。

それから、①でございますけれども、「堆積廃棄物の性状は何

ですか」という問い合わせでございます。これにつきましては、見た目ですけれども、廃プラスチック類、金属くず、木くず、土砂などがございます。性状分析を行っておりませんものですから、今、はっきりしたことは申し上げられないと。性状分析について、今後、必要があれば実施していきたいと考えております。

それから、②の「産廃中間処理場からの表層水及び浸透水により、本事業に影響が出ないか確認する必要はありませんか」ということでございますけれども、現在のところ、既設処分場の観測井の水質分析、これは千葉市が年に1回やっております。この結果と維持管理報告、多少提出がない時期もありますけれども、そういったものを見て、異常が出ていないだろうというようなことで、今後も、地下水等の水質については、立ち入り検査での採水分析、それから維持管理報告等で確認をしていきたいと考えております。

それから、「残存廃棄物が撤去され改善される見込みはどうか」ということで、先ほど、申請者のほうから、計画地にあるものは撤去する、それで、そのほかのものについては、土地を借りておるので、地主さんの要望もあって、撤去したい用意があるという、そこまでのお話がありましたけれども、私どもも、今後もアイランドに対しましては撤去の指導をしてまいります。ただ、資金難とかそういうふう聞いておりますので、厳しい状況であるということは認識しております。それで、今回の計画地に残されている廃棄物、今言ったように、処分場の設置に支障がないよう撤去等適正処理を指導していきます。それ以外の部分、借りている部分とか展開部分ですけれども、撤去を許可の条件にすることはできないだろうというふうに考えております。

それから、(2)でございますけれども、「残存中間処理場の廃棄物撤去完了まで、本事業の技術審査を保留する必要はないですか」ということで、既存の堆積廃棄物が地下水等に与える影響は私どもにもわからないというようなこともございますので、こういったようなご質問かと思っておりますけれども、今回拡大を予定しております最終処分場の計画により、周辺的生活環境に影響を及ぼす、こういったものがあれば、計画の変更なりを指導していくことは可能というふうに考えておるのですけれど

も、今の段階では、法的に見て、こういう審査を保留することはできないのではないかと、こういうふうに考えております。

以上です。

寺嶋委員 千葉市に対して委員から出ました質問に関してのお答えがございました。この件につきまして、皆様のご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

羽染委員 計画地というのは、この中間処理場のどの辺を通っているか見ていますか。

事務局 この写真でいきますと、右から左にかけて白い塀が見えると思うのですが、その外れから下のほうの塀の角に連なる部分ということです。ここで言いますと、この塀からこの角、これを結んだような線なので、ここら辺が若干重なってくるわけです。ここまで全部まだ廃棄物の山になっていますので、この部分に若干重なってくるので、これについては撤去しますという話になっています。こちらは今でも空き地になっています。

羽染委員 この中間処理場の真ん中ぐらいに計画線が通っているわけですね。

事務局 そうです。真ん中から3分の1ぐらいにかけてです。

羽染委員 いずれにしても、堰堤工事とかで掘るのに、かなり中へ入りますよね。

事務局 地図でいうところの堰堤部分ぐらいのところになるかと思えます。

事務局 申請者のほうからだ、20mほど入っているということで、工事とすれば、もう少し、30mぐらいになりますか。

申請者 そうですね、工事は30mぐらい撤去しないと、工事用の作業スペースが必要ですから。

- 事務局 ただ、敷地境界でいえば20m、工事をするには20m以上を撤去していかないと掘削できないということだと思います。
- 寺嶋委員 千葉市さんのお立場では、法的な面からこういう残存廃棄物の処理とかそういうものは強制できないと、先ほどちょっと説明がございましたね。法的な面から。
- 事務局 許可の条件で、ほかの業者の廃棄物を片づけろというのは、なかなかできづらいところがあります。
- 寺嶋委員 申請者のほうで自主的に、工事の邪魔になるとかそういう面から、これを。
- 事務局 工事の邪魔になる部分につきましては、自分が処分場をつくるのですから、そこは片づけないとできないよということで、片づけてもらう形になります。
- 寺嶋委員 ただ、残存廃棄物自体は、本来は何も責任はないわけですよ。ただ、それもやりますという言い方なんですかね。
- 事務局 処分場に係る部分については、所有者、あるいは使用者として、片づけないとそこを使えないので片づける。所有者の立場として片づける。それ以外につきましては、所有者から片づけてくれという依頼があったので検討しているというような話だと思います。
- 畑中委員 片づけに際しては、いわゆる中間廃棄物として扱って、今後、それからいろいろと、自分のところへ埋め立てるものは埋め立てるようにするとか、そういう形になるんですか。
- 事務局 そこら辺の法律的なところは難しいところだと思います。基本的には、今は許可はないのですが、アイランドが片づけなければいけない廃棄物でございますので、それでやるのが正式なものだと思っております。ただ、不法投棄されたものを地主が自分で片づけるのを妨げるものではありませんので、そういっ

た形で片づけるということが現在の計画に係っている部分の片づけだと思っています。それ以外の部分については、土地の所有者からの撤去という形になるのではないかというふうには考えております。

畑中委員 撤去ということですか、処理ではなくて。

事務局 そうです。

寺嶋委員 紙くず、木くず、繊維くず、こういうものが入ってくると、管理型の埋め立て処分場に持っていかなければいけないという問題が出てきますね。それだけいろいろ負担がふえてくることになる。そういうものはこれからつくるところへ埋めるわけにいかない。もちろん、選別するんでしょうけどね。

事務局 きちんとやらないと、なかなか難しいところがございますので。

事務局 私のほうで申請者にご質問したいのですが、よろしいでしょうか。

寺嶋委員 はい。

事務局 先ほど、計画地は自主的に撤去しますと。あと、それ以外の部分については、地主さんの意向もあって、管理棟なり展開検査をやるような敷地について、ひっかかるところのごみがあれば片づけますというお話でよろしいのでしょうか。

申請者 そういうことで了解いただいて結構です。

事務局 そうすると、この平面図でいくと、展開処理場と管理棟ってアイランドの土地にはないですね。

申請者 ですから、私どもが借地している管理棟と地主さんが同じなんです。

事務局 だから、先ほど私が聞いたのは、管理棟と展開場で必要になるようなところについても撤去というふうに聞いたのですが、そうじゃないんですか。地主がということですか。

申請者 そうです。地主さんの依頼を受けてということですよ。

事務局 わかりました。

畑中委員 残りの部分もということですね、管理棟以外の部分も。

寺嶋委員 この写真で、今、これはもうなくなっていましたかね。

申請者 はい、もうないです。

寺嶋委員 水色の屋根ですね。
そのほか何かございますか。ご質問でもご意見でも。
予定した時間より少し早いのですが、何か出尽くしたような……。全体を通してでも、事業者のほうの説明に対する質問、意見を含めまして、ありましたら出していただきたいと思いません。

申請者 改めまして、先ほどお答えし切れませんでしたカルシウムとマグネシウムの件につきましては、再度手配いたしまして、文書にて再回答させていただきます。よろしくお願ひします。

寺嶋委員 よろしくお願ひします。
それでは、ご質問、ご意見、大体尽きたようでございますので、改めて、この会議が終わった後でも、もう一度見直して何か不明な点ですとか質問等がございましたら、事務局まで連絡いただきたいと思ひます。そして、次回に、その件に関しては説明をいただくという形にさせていただきますと思ひます。
また、変更許可申請に対する意見について答申に盛り込む内容については、次回検討を行いたいと思ひます。変更許可申請書の内容及び今回の説明を聞いて、今回の計画について生活環境上の影響があると思われる事項または考慮したほうがよいと思われる事項等について、事務局にご連絡いただきまして、そ

の内容を事務局でまとめていただき、次回の審議会において説明をいただきまして、答申書について検討を行うことにいたしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

寺嶋委員 事務局、それでは、そういうことでよろしいでしょうか。期限は大体いつまででしたか。

事務局 そうしましたら、3月29日の金曜日、今から2週間ぐらいになりますけれども、間に休みが入りますが、それぐらいまでにメールかファクスでお願いしたいと思います。メールのひな型につきましては、改めてまた電子ファイルのほうで送らせていただきますので、よろしくお願ひします。事務局のほうでまとめて、次回の審議会でご報告させていただきたいと思ひます。

寺嶋委員 年度末の忙しいところ恐縮ですが、3月29日までに事務局のほうへ、ご質問なりご意見がありましたら出していただきたいと思ひます。

その他ですが、事務局で何かございますか。

事務局 特にございませぬ。立本会長のほうには、私どものほうで、資料と今回の審議内容についてはお知らせ申し上げておきますので。

寺嶋委員 それでは、以上で本日の審議会を終了いたします。事務局にお返しします。

事務局 委員の皆様、長時間にわたる討議、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、平成24年度第2回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会を終了させていただきます。

なお、本日の会議の議事録は公開する予定でございますので、後日、議事録案を皆様に送付させていただきます、確認をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次回は、4月には開きたいと思いますので、また日程等の調整をよろしく願いいたします。
どうもありがとうございました。